

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十(四)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	平	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	・	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算														
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4												
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6												
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 120円)$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180円)$	7	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 90円)$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135円)$	9	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 60円)$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90円)$	11	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12												
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 30円)$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45円)$	13												
	日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)	14												
	日本船舶の持分比率	15												
	日本船舶の稼働日数	16	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
損金算入額又は益金算入額の計算														
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18									損金算入額 (18)-(19)	20			円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19									益金算入額 (19)-(18)	21			円
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算														
認定の取消日	22	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23								円
前金額まで計損額の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額			日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額			損金算入額 (24)-(25)						
		24			25			26						
	平	円			円			円						
	平													
	平													
	平													
	平													
	平													
合計														

「20」欄
 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の62の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10467」
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額